

社会福祉法人中川町社会福祉協議会

令和5年度事業計画



社会福祉法人中川町社会福祉協議会

社会福祉法人中川町社会福祉協議会

令和5年度事業計画

近年、日本における福祉介護情勢は大きな変換期を迎えております。

新型コロナウイルスによる全世界的な感染状況は、日本における感染が発生して3年以上経過した現在も形を変えながらもいまだに我々に脅威を与えていています。今後も町民の安全と安心を守るため、行政をはじめとした関係機関と連携し、このコロナと共に生き抜くため、全力を尽くさなければならないことを冒頭申し上げます。

我が国における介護福祉の現状として、2025年問題(団塊の世代のすべての方々が、75歳以上を迎える)に突入し、ここ数年で全国でおよそ40万人以上の介護職員が不足すると言われています。相まって、2040年問題(第二次ベビーブーム時代に生まれた団塊ジュニア世代が65歳から70歳となる)として、少子高齢化の進展で65歳以上の高齢者的人口がピークとなります。さらには、8050問題等介護を取り巻く情勢は大変厳しくなってきています。

超高齢化社会の中で、この問題はさらに深刻になると思われますが、中川町においても例外ではなく、社会福祉協議会においても町内外の労働者確保が円滑に行えず、なお、全町的にもあらゆる産業において労働者が不足している現状です。

本社協が運営する特別養護老人ホームやグループホーム及び在宅サービス事業においてもそれぞれの専門職、介護従事者等の不足で、入所・入居調整せざるを得ない状況となっています。現在の最重要課題は、『人材の確保』です。

各施設において入所定数を満たせないことにより介護報酬収入も減にならざるを得なく、事業における収支バランスについても悪化し、社協としての経営自体も厳しい状態となっています。町との協議により、各事業における指定管理料、事業補助等について支援を拡大していただき、今年度においても同様の支援体制が必須と考えるところです。

また、建築より40年を超えた特養一心苑の建て替え議論も近年中に必要になってきてます。

上記の情勢を踏まえ、施設の老朽化の解消とともに、地域密着型としての運営等、人材確保の将来的計画をもとにしながら立地候補も含めた将来設計を行政をはじめとする関係機関と協議、検討し、中川町の保健・福祉・医療が効率的に提供できる安心・安全なマチづくりにならなければなりません。

中川町内唯一の社会福祉法人との認識と自覚において、本来社協の役割である地域福祉の担い手のシステムの確立や国や道、町の介護保険事業計画等の施策の方向性と協働において住民や施設利用者に対しパーソンセンタードケア(その人を中心としたケア)を実践し中川町における福祉向上に尽力してまいります。

本来社協の役割である地域福祉の担い手について、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり、他機関協働による相談体制づくり等、地域福祉の軸となる社協とする方向性を実践してまいります。

こうした中、事業の推進項目として、誰もが安心できる地域づくりの推進、共同募金事業、ボランティア活動の振興と福祉教育の推進、生活困窮者自立支援活動の推進、更には、総合的な権利擁護システムの構築等に勤めます。

また、地域福祉の担い手として従来からの団体事務局として、共同募金委員会、老人クラブ連合会、身体障がい者福祉協会、遺族会、高齢者就労センター、ボランティアサークル「つつじの会」等の団体の運営サポートも対応します。

以上、令和5年度における総括的な事業計画について申し上げます。

法人総務課
令和5年度事業計画書

【1】法人運営事業

○社会福祉協議会の基盤強化

社会福祉協議会は、中川町における地域福祉や在宅福祉、介護保険事業の推進等、多様な福祉推進の中核組織として、国による法人制度改革に伴い「地域における公益的な取り組みを実施する責務」としての役割を果たしてまいります。

このことが、円滑な組織運営と自主財源の確保・事業者としての健全な事業経営につながっていくものです。地域福祉活動、在宅福祉事業、更には、介護保険事業へと全力で取り組んでまいります。

1.役職員研修

社会福祉協議会を取り巻く近年の動向や果たすべき役割を認識し、効率的な組織運営、各事業への取り組みについて認識を深めます。

2.財源確保

・会員加入の促進

社会福祉協議会は「住民主体・住民参加の理念に基づいて生まれた住民組織であり、様々な地域福祉・在宅福祉事業を実施していること」への理解のため、広報誌やホームページ等を活用したPRを実施し、広く個人・賛助・特別会員の加入促進を目指します。

・公費財源の確保

指定管理者としての認識を強く持ち、その立場と信頼を基に、行政をはじめとする関係機関との連携・協議を行い、各種事業を積極的、効率的に実施します。また、町民の皆様のご理解とご協力により「赤い羽根共同募金運動」を実施し、共同募金助成金を確保し、各種事業の効率的な展開を図ります。

・介護保険事業における質の向上と効率的展開

訪問介護・通所介護・居宅介護支援・特別養護老人ホーム・グループホームの介護保険事業実施にあたり、ご利用者のQOL向上に向け安心で安全な、より良いサービスの実施、効率的な事業展開により収入の確保を図り、社会福祉協議会基盤の強化につなげます。

また、常態化している介護職員等の不足解消に向けて修学資金貸付事業や外国人労働者受入事業について積極的な取り組みを進め、職員の処遇改善にも取り組んでまいります。

3.社会福祉協議会財務運営管理

事業型社協として、施設運営や事業の推進を行い、財政基盤の確立を図り、将来的な展望を見据えることが重要になります。施設等の長期計画に関する考察について、引き続き中川町への提言へとつなげてまいります。

【2】地域福祉事業

○地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

住民の主体的参加による地域福祉への取り組みや住みよいまちづくり運動の推進を図るために、行政をはじめとする関係団体との連携を密にするとともに、そうした活動への支援を行います。

1.小地域ネットワーク活動の推進

町内会・自治会単位を基盤とした住民の自主的な参加・協力によるネットワークを構築し、だれもが安心して生活できる、見守りやたすけあい活動を推進するための協力や助成を行います。

2.ボランティア活動センター事業の実施

ボランティア活動の啓発・取り組みを通して地域福祉の推進及び住みよいまちづくりに寄与するとともに、関係する団体・個人との連絡調整を行います。

ボランティアの参加拡大や意識向上を目的に商工会とタイアップしたボランティアポイント制度を継続して展開いたします。

3. ボランティア活動校への助成

小・中学校を対象に児童会、生徒会の社会福祉への理解と関心を高め、思いやりの心・ボランティアの心を育むこと、また、地域福祉の拠点のひとつである学校の自主的且つ継続的なボランティア活動の振興を図ることを目的として取り組みます。

4. 「ミニふれあい広場」事業の実施

中央小学校5年生を対象にデイサービスご利用者・ボランティアとのふれあい・交流を通してお互いを理解し合い、地域の方々の豊かな経験を伝えていただくことで、社会福祉や介護保険事業への理解と関心を高め、ボランティアの心を育むことを目的として取り組みます。

5.各種団体事務局業務の受託

地域福祉の推進及び住みよいまちづくり運動の担い手となる各福祉団体の事務局を担当し、事務的支援や活動に対する助言を行うことで、円滑な事業運営を図るとともに、会員自ら企画・運営に関われる体制づくりや意識啓発に努めてまいります。

- ・中川町老人クラブ連合会
- ・中川町身体障がい者福祉協会
- ・中川町遺族会
- ・中川町ボランティアサークル「つつじの会」
- ・中川町高齢者就労センター

6.心配ごと相談事業

町民の日常生活上の不安や悩みに対する各種相談に対応し、適切な助言や専門機関への紹介を通して、問題の解決を図り、住民生活の安心と向上に寄与します。

7.生活福祉資金貸付事業（実施主体＝北海道社会福祉協議会）

低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯が地域で自立した生活を送れるよう支援（資金貸付）する地域福祉サービスのひとつで総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。

8.日常生活自立支援事業

病気の進行や加齢によって自己決定能力が低下し、日常生活に不安を抱えている方々に対して、あらかじめ委嘱された「生活支援員」が金銭の出納や公共料金の支払い等の金銭管理サービスの運用に向けて取り組みます。

9.生活困窮者自立相談支援事業（かみかわ生活安心センター）

生活上の悩みや経済的困りごとなどの課題を解決するために相談したり、専門機関への橋渡しをして問題の解決、生活の自立を図るためかみかわ生活安心センターとともに支援します。

10.社会福祉金庫の運営

災害や疾病の他、出産、葬祭等の緊急不時の出費を必要とする方に対して、一時的な生活支援のために生活資金を貸し付けることにより経済的自立を図ることを目的として実施します。

11.弔慰金の奉呈並びに会葬礼状作成に係る助成事業

社会福祉協議会会員であった方に対する感謝と弔意をこめて弔慰金を奉呈します。また、会葬礼状作成に係る印刷費用の助成を実施します。

12.看護・介護等専門資格取得希望者に係る修学資金貸付事業

地元の中学生・高校卒業生・地方で在学中の方々で、福祉や医療現場への就職を希望し「看護師や保健師、介護福祉士等」の資格取得を目指している方々を対象に「修学資金」の貸し付けを行います。

13.生活支援体制整備事業の受託

高齢者の生活支援等サービス体制整備事業として、地域のニーズ調査と資源開発を行い、ネットワークを構築します。また、サービスの担い手養成や高齢者の居場所作り等地域包括支援センター等と連携し事業を推進します。

【3】在宅福祉事業

○在宅福祉サービスの積極的展開と組織体制の強化

地域住民の心身の健康保持及び生活の安全のために、ご利用者が可能な限り在宅で自立した生活を営むために、様々な在宅サービスを実施すると同時に、より効率的な事業展開が可能な仕組みの確立を目指します。

1.中川町介護予防・生活支援事業の受託

(1) 配食サービス事業

病気の進行や加齢による身体機能の低下によって自力での調理が困難となり、町が必要と認めた高齢者に対し、栄養バランスのとれた夕食を提供（月～金 1食 350円）することで、健康を維持するとともに、安否を確認し健康状態等に異常があった場合には、速やかに関係機関に連絡します。

(2) 外出支援サービス事業

病気の進行や加齢による身体機能の低下によって自力での通院が困難となり、町が必要と認めた高齢者に対し、移送用車両によりご利用者の自宅と医療機関を送迎する通院介助を行い、ご利用者の健康維持を図ります。

(3) 訪問型サービス A

病気の進行や加齢による身体機能の低下によって日常生活における軽易な援助が必要となり、町が必要と認めた高齢者に対し、ホームヘルプサービスを提供することによって、在宅での自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止します。

(4) 通所型サービス A

病気の進行や加齢による身体機能の低下によって自宅にこもりがちとなり、町が必要と認めた高齢者に対し、デイサービスセンター等において日常動作訓練から、趣味活動（生きがい活動）等の各種サービスを提供することによって地域の人たちとの交流を図り、閉じこもりをなくし要介護状態への進行を防止します。

(5) 除雪サービス事業

病気の進行や加齢による身体機能の低下によって自力での除雪作業が困難となり、町が必要と認めた高齢者に対し、冬期間の生活を援助するため、生活通路、玄関及び窓等の除雪サービスを実施し、冬期間の生活を確保します。

(6) 生活管理指導短期宿泊事業

高齢者の介護を行っている家族が、疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、公的行事への出席等の社会的理由または私的 이유によって介護できない場合、軽易な支援を一時的に提供することで、介護者の便宜を図ります。

2. ふれあい昼食会の実施（4月～12月に7回実施）

概ね65歳以上の町民を対象に「会食型」の昼食会を開催し、軽い運動やレクレーション、講話形式の懇談会等に加えて、ボランティア手作りの昼食を召し上がっていただくことで、知人・友人との会話やコミュニケーションを通して楽しいひと時を過ごせる社会的交流の場を提供します。

3. 苦情解決体制（窓口）の整備

社会福祉協議会が実施する各種事業やサービスに関する町民及びご利用者・ご家族からの意見や要望、あるいは苦情に対して迅速且つ誠意を持った対応と、的確な処理を心がけすることで、円滑な解決を図ります。

【4】 福祉意識の啓発、基盤整備事業

○ 福祉意識の啓発と広報活動の実施

地域福祉の推進及び住みやすいまちづくり運動の担い手となる町民の方々の意識啓発や福祉意識の向上を目的として、広報誌の発行やホームページ更新を行います。

また、各種団体の協力による「なかがわふれあい広場 2023」を開催いたします。

1. 「社協だより」の発行

会員である町民の皆様に、当社会福祉協議会が行っている各種事業やサービスの他、様々な福祉関連情報の提供を目的として「なかがわ社協だより」を発行します。

2. 「なかがわふれあい広場」開催事業

「住み慣れた地域でたすけあいながら安心して暮らせる住みよいまちづくり」を目指して、各種団体等と協力しながら、「なかがわふれあい広場 2023」を開催します。

3. ホームページによる情報発信

当社会福祉協議会が行っている各種事業やサービス、財務会計等様々な福祉関連情報を、ホームページにて随時更新して発信します。

<http://nakagawashakyou.hp.gogo.jp/pc/>

4. ボランティアポイント制度の実施

中川町ボランティアポイント制度社会実証実験を継続し、ボランティアへの理解を深めてまいります。

中川町社協指定訪問介護事業所 令和5年度事業計画書

【1】運営方針

一般的に訪問介護事業所は在宅で介護が必要な高齢者や障害者などのご利用者に対して、調理や洗濯や直接身体に触れる入浴や排泄等の介護サービスを提供することを目的としています。

ご利用者のニーズに応じた適切な介護サービスを提供することを重視し、ご利用者の自立支援を促進することを目的とします。また、ご利用者のご家族の意見を尊重しながらコミュニケーションの重視も図っていきます。

コロナ禍以降、訪問介護の現場でもマスクの着用は元より、使い捨ての手袋や防護着などの感染予防対策を講じながらのサービス提供となっております。

マスク着用の考え方や感染症分類の変更など、アフターコロナの雰囲気は高まってきておりますが、高齢者等重症化リスクが高い方を対象としている点や自分が罹患している場合に他者に広めない為にも引き続きマスクの着用を推奨し、スタッフ及びご利用者にはもうしばらくご不自由、ご不便をおかけすることとなります。

また、災害や事故などの予期せぬ出来事が発生した場合にも事業を継続させるための対策や手順を明確化にした業務継続計画「BCP～Business Continuity Planning」や高齢者虐待防止法の改正によりご利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から委員会の設置・開催、指針の整備、研修の実施、担当者の選任などの体制整備を行っていきます。

【2】理念

- I. ご利用者に対しては『安全と安心を第一に』『常に笑顔と真心を込めて』をモットーに、『自分らしさ』を持ち続けられるようサービスを提供します。
- II. ご利用者の気持ちを理解し笑顔を引き出す介護『利用者本位』と『自立支援』を心掛けます。

【3】重点目標及び行動計画

運営方針に沿い、サービスを必要としている方への適切なサービス提供をはじめ、利用者数の増加を図るべくことも意識しながら、地域との結びつきを重視し、保険者及び居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、ご利用者に満足していただける対応や体制、サービスの質、安定した経営の実現などを目指すために次の重点目標と行動計画を掲げます。

| 重点目標 | 行動計画 |
|-----------------------------|---|
| 1.ご利用者のニーズに応じた適切な介護サービスの提供 | 介護サービスを提供する前にご利用者の状況を詳しく把握し、身体的・精神的・社会的ニーズ評価と適切なサービスの種類や量を提案していきます。 |
| 2.ご利用者やご家族とのコミュニケーションの重視 | 訪問時の明るく元気で丁寧な言葉遣いや定期的なご利用者やご家族と直接であったり、アンケートなどの間接的手法を通じてコミュニケーションの機会を増やします。 |
| 3.介護職員の研修やスキルアップの支援 | 外部研修参加のための情報や出張命令やオンライン等によるリモート研修の機材等の環境の提供、必要な教材や書籍の提供を通じながら介護職員の質の向上、スキルや知識の習得の一連の取り組みを目指します。 |
| 4.安全なサービス提供のためのリスクマネジメントの強化 | サービス提供におけるリスクを評価し、潜在的なリスクを特定・リスクマネジメント計画の策定等、ご利用者の安心安全につながる取り組みを行います。 |
| 5.地域や関係機関との連携や情報共有の促進 | 防災や地域の安全確保、社会的課題について地域ケア会議の参加の他に共有できるデータベース化等のプラットフォームの整備方法について検討を行います。 |

【4】研修計画

I. 各種研修会への参加と自主研修会の開催

介護保険法・その他関係法令への理解、専門職員としての資質向上等を目的として各種研修会に参加するとともに、自主研修会を開催します。

人権や虐待、感染症や避難訓練など利用者の生命や生活の質(QOL)に直結する事柄を大切に実施するとともに今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症関連研修へも積極的に参加します。

また、コロナ禍において普及したオンライン研修も今後も継続していくものと考えます。移動の手間を費やすことなく手軽に専門的な研修を受けれること、アーカイブ配信では事業所内の複数の職員が受講できる等の利点が大きく、今後も積極的な機会の確保を推進していきます。

【5】諸会議

| 会議名 | 開催 | 会議の内容 |
|-----------|-----|---|
| ヘルパー部内会議 | 月1回 | ご利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達・訪問介護員等に対する技術指導等 |
| サービス担当者会議 | 随時 | ・サービス利用者のケアプラン検討 ・サービス利用の調整、モニタリング等 |

中川町社協デイサービスセンター 令和5年度事業計画書

【1】運営方針

デイサービスセンターは、高齢者や身体に障害等がある方に対し、ご自宅での生活を継続するために入浴や食事(昼食)提供、健康相談、レクリエーション等の余暇活動等のサービスを提供することを目的としています。

ご利用者のニーズに応じた適切な介護サービスを提供することを重視するなど、ご利用者の自立支援を促進するためにも、スタッフの教育や衛生管理の他に法令や倫理感を遵守し、社会的責任を果たさなければいけないと考えます。

高齢者が同じ場所に複数名集うデイサービスでは、コロナ禍以降、職員の体調管理は元より毎朝のご利用者の健康確認やマスク着用のお願い等々でご不自由を強いております。

昨今的情勢では、マスク着用の考え方や感染症分類の変更など、アフターコロナの雰囲気は高まってきておりますが、高齢者等重症化リスクが高い方を対象としている点や自分が罹患している場合に他者に広めない為にも引き続きマスクの着用を推奨し、スタッフ及びご利用者にはもうしばらくご不自由、ご不便をおかけすることとなります。

また、他の事業所同様に災害や事故などの予期せぬ出来事が発生した場合にも事業を継続させるための対策や手順を明確化にした業務継続計画「BCP～Business Continuity Planning」や高齢者虐待防止法の改正によりご利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から委員会の設置・開催、指針の整備、研修の実施、担当者の選任などの体制整備を行っていきます。

【2】理念

- I. ご利用者に対しては『安全と安心を第一に』『常に笑顔と真心を込めて』をモットーに、『自分らしさ』を持ち続けられるようサービスを提供します。
- II. ご利用者の気持ちを理解し笑顔を引き出す介護『利用者本位』と『自立支援』を心掛けます。

【3】重点目標及び行動計画

運営方針に沿い、サービスを必要としている方への適切なサービス提供をはじめ、利用者数の増加を図るべくことも意識しながら、地域との結びつきを重視し、保険者及び居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、ご利用者に満足していただける対応や体制、サービスの質、安定した経営の実現などを目指すために次の重点目標と行動計画を掲げます。

| 重点目標 | 行動計画 |
|--|--|
| 1.ご利用者の尊厳を尊重し、個別に合わせたサービスの提供を行う。 | 面談やアセスメントから食事の好みや制限事項、身体的な制限、趣味や関心事などを明らかにし、ご利用者自身のニーズや希望に合わせたカスタマイズされたサービス提供を目指します。 |
| 2.ご利用者とその家族とのコミュニケーションを重視し、ご利用者の意向を尊重する。 | 聞き取りやすい言葉や表現を用い、ご利用者との会話等を欠かすことなく、常に明るい雰囲気づくりに努めます。必要に応じご家族とも電話やコミュニケーションツール等を通じ、サービス内容の見える化を目指します。。 |
| 3.スタッフの教育・研修に力を入れ、質の高いサービスを提供する。 | 外部研修参加のための情報や出張命令やオンライン等によるリモート研修の機材等の環境の提供、必要な教材や書籍の提供を図ります。また、実践的な演習やシミュレーション等の「OJT」による理解度の深化やスキルアップを図ります。 |
| 4.衛生管理や安全対策を徹底し、利用者の健康を守る。 | ご利用者の健康状態の把握、手洗いやマスク、手指消毒、施設内の定期的な消毒等により施設内の清潔な環境を維持しながら、新型コロナウィルスを始め各種の感染症等の発生を防ぐ。 |
| 5.法令や倫理規定を遵守するとともに経営的な側面にも常に配慮しながら、社会的責任と透明性を確保する。 | 職員全員が潜在化している要援護者が発生しないように関係機関の連携を図ると共に、中短期視野(ビジョン)をもって経営的な成功を達成させるという意識をもって業務を当たります。 |

【4】研修計画

I. 各種研修会への参加と自主研修会の開催

介護保険法・その他関係法令への理解、専門職員としての資質向上等を目的として各種研修会に参加するとともに、自主研修会を開催します。

人権や虐待、感染症や避難訓練などご利用者の生命や生活の質(QOL)に直結する事柄を大切に実施するとともに今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症関連研修へも積極的に参加します。

また、コロナ禍において普及したオンライン研修も今後も継続していくものと考えます。移動の手間を費やすことなく手軽に専門的な研修を受けること、アーカイブ配信では事業所内の複数の職員が受講できる等の利点が大きく、今後も積極的な機会の確保を推進していきます。

【5】諸会議

| 会議名 | 開催 | 会議の内容 |
|------------|------|---|
| デイサービス部内会議 | 月1回 | ご利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達・訪問介護員等に対する技術指導等 |
| サービス担当者会議 | 随時 | ・サービス利用者のケアプラン検討 ・サービス利用の調整、モニタリング等 |
| 運営推進会議 | 6か月毎 | 事業所の運営に関する課題や改善点、サービスの質の向上などについて等 |

中川町社協指定居宅介護支援事業所 令和5年度事業計画書

【1】運営方針

居宅介護支援事業所は、高齢者や身体に障害等がある方に対し、自宅での生活を継続するために介護サービスの提供や生活支援、社会参加支援など自立支援やQOL(生活の質)の向上に対してケアプラン作成を行い、提案させていただきます。

時代の流れや人口減少により、高齢者の価値観にも大きな変化が生じている現状において、携わる職員も町内だけで解決することは難しく、医療・介護・福祉サービス等の近隣のネットワークを強化し、広域で広い視野、知識を身に着けることが求められます。

要介護状態となった場合に中川町での生活が安心して安全に送ることが出来るような支援に努めます。

昨今的情勢では、マスク着用の考え方や感染症分類の変更など、アフターコロナの雰囲気は高まっておりますが、経済活動の正常化にスポットが当たってしまい、高齢者が罹患・重症化した場合の入院支援体制であったり、治療薬の負担等が不透明で高齢者(弱者)議論が置き去りになっている感じも否めなく、今後においても災害や事故などの予期せぬ出来事が発生した場合にも事業を継続させるための対策や手順を明確化にした業務継続計画「BCP～Business Continuity Planning」や高齢者虐待防止法の改正によりご利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から委員会の設置・開催、指針の整備、研修の実施、担当者の選任などの体制整備を行っていきます。

【2】理念

- I . ご利用者に対しては『安全と安心を第一に』『常に笑顔と真心を込めて』をモットーに、『自分らしさ』を持ち続けられるようサービスを提供します。
- II . ご利用者の気持ちを理解し笑顔を引き出す介護『利用者本位』と『自立支援』を心掛けます。

【3】重点目標及び行動計画

運営方針に沿い、サービスを必要としている方への適切なサービス提供をはじめ、利用者数の増加を図るべくことも意識しながら、地域との結びつきを重視し、保険者及び居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、ご利用者に満足していただける対応や体制、サービスの質、安定した経営の実現などを目指すために次の重点目標と行動計画を掲げます。

| 重点目標 | 行動計画 |
|------------------------|--|
| 1.ご利用者のニーズに合わせた個別支援の提供 | ご利用者の状況やニーズに合わせた適切な支援を提供することを目指します。ご利用者の意向や要望を尊重し、ご利用者自身が生活を選択できるように支援します。 |
| 2. 安全で質の高いサービスの提供 | 近隣も含めた医療・福祉サービスとの連携を図り、ご利用者の安全を最優先に考えながら、適切なサービスを行い総合的に生活を支援する。 |
| 3.自立支援の促進 | ご利用者が自分でできることは自分で行えるように支援し、自立支援の促進を目指します。ご利用者が自分らしい生活を送り、自分の力で生活できるように支援します。 |
| 4.地域との連携の強化 | 地域の医療・介護・福祉サービスなどのネットワークを活用し、ご利用者が必要なサービスを受けられるようにサポートします。地域の情報提供や相談支援などを行い、地域との連携を強化します。 |
| 5.職員の力量向上 | スタッフの研修や評価を通じて、サービスの質を向上させるとともに、ご利用者にとってより良い支援を提供できるようにスタッフの力量を向上させます。また、スタッフのモチベーション向上にも取り組みます。 |

【4】研修計画

I. 各種研修会への参加と自主研修会の開催

介護保険法・その他関係法令への理解、専門職員としての資質向上等を目的として各種研修会に参加するとともに、自主研修会を開催します。

人権や虐待、感染症や避難訓練など利用者の生命や生活の質(QOL)に直結する事柄を大切に実施するとともに今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症関連研修へも積極的に参加します。

また、コロナ禍において普及したオンライン研修も今後も継続していくものと考えます。移動の手間を費やすことなく手軽に専門的な研修を受けること、アーカイブ配信では事業所内の複数の職員が受講できる等の利点が大きく、今後も積極的な機会の確保を推進していきます。

II. 資格更新に関する対応

介護支援専門員(証)には有効期間も設けられています。職員のモチベーションを維持することによりスキルアップやキャリアアップが図られることが考えられますが、更新には費用と時間が必要となります。

介護支援専門員としての役割や責任の重要性を認め、やりがいや達成感を感じられる

ような環境を提供していきます。

【5】諸会議

| 会議名 | 開催 | 会議の内容 |
|-------------|----|---|
| サービス担当者会議 | 随時 | ・サービス利用者のケアプラン検討 ・サービス利用の調整、モニタリング等 |
| 内部打ち合わせ(会議) | 随時 | 2名との小規模事業所なので、常日頃より お互いのご利用者の状況を共有することで、担当者不在でも対応できるような体制を 整える。 |

中川町社協特別養護老人ホーム 一心苑 令和5年度事業計画書

【1】運営方針

一心苑の理念である「福祉は心、心を地域に」の下、生まれ育った中川町で・慣れ親しんだ中川町で生涯を過ごせる・安心して生活していく場として地域の皆様の信頼と期待に応えられる施設運営に努めていきます。新型コロナウィルスの感染症状は落ち着きを見せ始めたものの終息とは言えない中、法人全体としての対策継続と予防の徹底に努めています。

法人全体の課題である介護職員を中心とする職員の不足がここ数年の間続いていることからご入所者数が定員の 50 名を満たせていない状況です。人材の登用・確保に向けては外国人介護職員の採用を始め、その他職種の採用も含めてハローワークへの照会や近隣市町村への周知はもとより、高等学校等新規卒業者の採用に向けた学校訪問や地元の中学生を対象に福祉への関心を深めていただく試みとして「福祉の学習」の機会を設けます。併せて、介護職員等の継続的な処遇改善にも取り組んでいきます。

【2】理 念

「福祉は心、こころを地域に」の理念の下、ご入所者の人権を尊重し集団生活の限界を理解した上で、一人ひとりが心地良いと感じながらあたりまえの生活を送れるようにそのお手伝い・支援をさせていただきます。

【3】重点目標

I . 新型コロナウィルスを始めとする感染症対策と予防の徹底

感染症対策の基本(対策の 3 つの柱)である①病原体(感染源)の排除、②感染経路の遮断、③宿主(個々人)の抵抗力の向上に留意しながら対策を講じます。また、感染症対策委員会の中で職員一人ひとりが感染症への理解を深め予防に努めるとともに、発生時の適切な対応についての検討を行います。

II . 人材確保と質の向上

介護職員不足の解消と働き甲斐のある職場・働いていて楽しいと感じられるような環境づくりを目指しています。具体的には、新卒者確保のための学校訪問や奨学金制度の活用、外国人介護職員の採用に向けて関係機関との連携を図ります。同様に、看護師と管理栄養士の採用に努めながらご入所者の健康保持や栄養ケアマネジメントの実施による栄養ケアの充実を目指します。

III. 施設内事故防止の徹底

日常の介護における細やかな配慮、見守り・声掛けはもとより職員間の連携に十分注意しながら事故防止に取り組みます。また、身体への直接的なものはもちろん言葉や会話も含めた虐待防止と併せて、各種研修会への参加や施設内研修会の実施等に取り組むことで職員間の意思統一と意識の向上に繋げます。

【4】事業計画

I. 安定経営の確保と入所制限の継続

事前面接を含めた調査や関係機関との連携による情報収集、入所判定会議の計画的開催並び入退所時の円滑な連絡調整により稼働率の安定に努めます。しかしながら介護職員の不足による入所制限を継続せざるを得ず、今年度は 1 日当たりの平均入所者 47 名、ショートステイは年間延べ利用者 600 名を目標として経営の安定を図りますが、町内在住者の緊急時の受け入れやショートステイ利用者への対応についてはそのニーズに沿うべく柔軟な姿勢で取り組みます。

※入所制限

| | | |
|-------------|------|---------------------|
| 令和 3 年度 入所者 | 48 名 | ショートステイ利用者 延べ 730 名 |
| 令和 4 年度 入所者 | 47 名 | ショートステイ利用者 延べ 730 名 |
| 令和 5 年度 入所者 | 47 名 | ショートステイ利用者 延べ 600 名 |

◎介護職員の確保・補充に取り組みつつ、50 名定員の満床を目指すことで経営の更なる安定を目指します。

II. 固定資産物品の購入と施設整備計画

- ① 4人用居室(多床室)のエアコン設置工事
- ② 廉房ダクトの取り換え工事
- ③ ホール及び南側廊下天井 雨漏り部分の補修工事
- ④ ホール屋根のトタン破損部分の補修工事

III. 感染症対策の継続と予防の徹底

今年度も引き続き新型コロナウィルスを中心にインフルエンザ、ノロウィルス、風邪等も含めた感染症対策の継続と予防の徹底に努めます。職員一人ひとりが感染症への理解を深め予防に努めるとともに定期的に開催される感染症対策委員会の中で研修を行いつつ職員間の連携をとおして発生時の適切な対応についても検討を行います。

日ごろからの具体的な取り組みとしては手洗いやマスクの着用を継続することとします。

IV. 防災訓練の実施

定期的な防災訓練の実施により災害が発生した際の相互協力や連携等、迅速且つスムーズな対応ができる体制づくりを行います。また、災害の種類や内容への理解を深めるとともに備えを充実することで発生時におけるご入所者や建物の安全確認につい

での共通認識を高めています。

V. 虐待防止・身体拘束廃止への取り組み

ご入所者個々人の尊厳の保持や生活の自由を保障する観点から高齢者の虐待防止や身体拘束廃止に取り組みます。具体的には「身体拘束適正化検討委員会」をとおしてご入所者一人ひとりの身体状況や精神状態等、現状(必要性)を的確に把握・判断した上で緊急やむを得ない場合を除いて原則行わないこととします。また、委員会での検討・協議をとおして身体拘束や虐待の防止に関する問題意識を高めるとともに職員個々の質的向上を図り、身体拘束を行わざるを得ない場合においても廃止に向けたケース検討と取り組みを行います。

【5】年間行事計画(主な行事)

| 月 | 行 事 内 容 | 月 | 行 事 内 容 | 月 | 行 事 内 容 |
|----|---------|-----|----------|-----|------------|
| 4月 | 開苑記念夕食会 | 8月 | 盆踊り | 12月 | クリスマス会 |
| 5月 | お花見昼食会 | 9月 | 敬老会・彼岸参り | 1月 | 書初め |
| 6月 | 菜の花見学 | 10月 | 運動会 | 2月 | 節分豆まき |
| 7月 | 七夕飾り | 11月 | 秋のバーベキュー | 3月 | ひなまつり・彼岸参り |

※その他毎月の行事として誕生会を開催します。また、定期的にお茶会開催する他、鍋料理やジンギスカンを提供する昼食会を実施することで食べることの楽しさを感じていただけるように努めます。

※避難誘導訓練(含夜間想定)は年2回以上計画します。(6月、3月)

※自然災害想定の訓練は年1回計画します。(9月)

※来苑関係では神社祭のお神輿や獅子舞、幼児センターのお遊戯、中川中学校PTA・生徒ボランティア、つつじの会による誕生会 歌ボランティア等を予定していますが、上記の行事内容も含めて新型コロナウィルス感染症の動静を見極めながら対応していくこととします。

【6】研修会及び会議計画

今年度も専門職員としての資質の向上を目的として各種研修会への参加や施設内研修会を開催します。外部研修への参加については新型コロナウィルス感染症の動静により引き続きオンラインやeラーニングで開催される場合が多いと予想されますが、積極的に参加していきたいと考えています。また、各種会議や委員会等については従来どおり開催することで円滑な業務の遂行を図っていくこととします。

| 施設内会議等の開催 | 施設内研修会の実施 | 外部研修会への参加 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 職員会議② 運営会議③ 給食会議④ 介護職員会議 (主任・副主任会議を含む)⑤ 行事担当企画委員会⑥ 事故防止対策委員会⑦ 感染症対策委員会⑧ 身体拘束適正化委員会⑨ 機能訓練推進委員会⑩ ケアプラン評価推進委員会⑪ 施設だより編集委員会⑫ 施設サービス見直し検討委員会⑬ その他 | <ul style="list-style-type: none">① 全体研修会<ul style="list-style-type: none">・虐待防止・感染症対策・身体拘束適正化・災害時対策② 新任職員研修会③ その他 | <ul style="list-style-type: none">① 全道・道北地区老施協施設長施設長研修会② 道北地区老施協生活相談員・栄養士研修会③ 感染症対策研修会④ 高齢者虐待防止研修会⑤ 身体拘束廃止研修会⑥ 介護職員初任者研修会⑦ 介護職員専門研修Ⅰ⑧ 介護職員専門研修Ⅱ⑨ 看護師専門研修会⑩ 生活相談員専門研修会⑪ 介護支援専門員研修会⑫ 認知症介護基礎研修⑬ その他 |

中川町グループホームひだまり 令和5年度事業計画書

【1】運営方針

中川町グループホームひだまりも開設以来8年が経過し、入居者様の入れ替わりや加齢・認知症等による身体状況の変化が生じています。入居者様の生活面だけでなく健康面も含めたバイタル測定等、日々の管理を行ないながらご家族様も安心できるよう支援いたします。

具体的には、入居者様が可能な限り自立した生活を送ることが出来るように「自立支援」をサービスの基本としつつ、障害が生じた際は職員がその状況を見極め、見守りや一部支援を行うことで介護保険法の基本理念である「その人が有する能力に応じ、尊厳を保持したその人らしい自立した日常生活を営むことができること」の実現を目指していきます。

入居者様方がこの「ひだまり」での生活を通じて『住み慣れた中川町でずっと暮らしていくよかったです…』と思っていただけるよう職員一同努力します。

また、災害想定訓練や感染症対策を実施し有事の際にも、業務を継続する事ができるようマニュアルの整備やご家族や地域の方々と連携し、信頼されるグループホーム運営を行っていきます。

【2】理念

「ここに住んで良かった」「あなた方にあえて良かった」と思っていただける『わが家』を目指します。

【3】重点目標

1. 「その人」らしい暮らしを実現します

様々な感情や境遇を抱えて入居者様は入居されています。認知症の進行状況に左右されず「その人」らしい暮らしの場を提供できるようサポートしていきます。

2. 笑顔で介護を行います

介護サービスを提供している職員の笑顔を無くして入居者様が笑顔になる事はありません。働きやすい職場、風土作りを目指し職員一同が明るい笑顔を絶やさないグループホームを目指します。

3. 適切な介護を行います。

介護の基本は「心」の部分です。何故、福祉職に従事しているのか基本の考えを常に念頭に置き良質なサービスを提供できるよう日々の知識の増大や研鑽に努めます。

【4】事業計画

1. 実践計画

| 目 標 | 行 動 計 画 | 具 体 的 内 容 |
|---------------------------|--|--|
| 1. 入居者様個々の居場所を作ろう (継続) | 入居者様の趣味や特技・嗜好の他に認知症による心理状態を探りながら、過ごしやすい環境で生活していただけるよう配慮します。 | ①生活習慣や環境の把握 ②季節感のある設えや催し物 ③個人で過ごせる場所の整備 |
| 2. チームワークを作ろう (継続) | 入居者様により良いケアを提供するため、職員同士の意思疎通や相互理解を大切にしながら相乗効果が図れるチームケアを確立します。 | ①職員の個別目標設定 ②定例会議、研修会の実施 ③「報連相」の徹底 ④業務分掌の理解と実践 |
| 3. 笑顔で明るく介護しよう (継続) | 入居者様が気兼ねなく職員と接することができ、風通しの良い施設となるよう笑顔で介護を行います。 | ①接遇マナー研修の実施 ②地域との繋がりを持った行事・活動の計画と実践 ③ボランティアとの連携 |
| 4. 良質なサービスの提供 (継続) | 職員は認知症に対する専門職という意識を持ち、知識と適切な接遇対応の実践に取り組みます。 | ①丁寧な言葉遣いと態度 ②ヒヤリハット及び事故の検証と再発防止策 ③感染症対策(コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウィルス、食中毒等) ④BCP の整備 |
| 5. ご家族との連携強化 (継続) | 入居者様と職員は、どんなに寄り添いながら支援しても本当の家族にはなれません。入居者様がどのようなライフスタイルを送っているのか、現在の状態や今後起こり得ることなどご家族様も安心できるような情報発信に取り組みます。 | ①ご家族アンケートの実施 ②勉強・意見交換会の開催 ③ひだまり通信の発行 |

2. 行事計画

| 開催月 | 行 事 | 開催月 | 行 事 | 開催月 | 行 事 |
|-----|----------------|-----|-----------------|-----|------------------|
| 4月 | お食事会 運営推進会議 | 8月 | 祭り見学他 運営推進会議 | 12月 | クリスマス会 運営推進会議 |
| 5月 | 花見 誕生会 | 9月 | 買物ツアー 敬老会 | 1月 | 獅子舞 お食事会 |
| 6月 | 外出レク 運営推進会議 | 10月 | 誕生会 運営推進会議 | 2月 | 豆まき 運営推進会議 |
| 7月 | 屋外昼食会 避難訓練 | 11月 | 文化祭 | 3月 | ひな祭り 誕生会 |

【5】研修計画

1. 施設内研修

| 実施月 | 研修内容(予定) |
|-----|--------------------------------------|
| 4月 | 介護職員に求められる倫理観、個人目標評価・再設定 |
| 5月 | 緊急時対応(ご入居者急変時)、救命救急講習・AED の使用方法について |
| 6月 | スキルアップ研修「接遇について」 |
| 7月 | 高齢者虐待・身体拘束廃止について |
| 8月 | リスクマネジメントについて、個人目標評価・再設定 |
| 9月 | マニュアルの確認・再検討「感染症対策について」 |
| 10月 | 介護職員に求められる倫理観 |
| 11月 | 高齢者虐待・身体拘束廃止について |
| 12月 | マニュアルの確認・再検討「介護事故対応マニュアル」、個人目標評価・再設定 |
| 1月 | スキルアップ研修「接遇について」 |
| 2月 | 令和6年度予算(案)、事業計画(案)について |
| 3月 | 高齢者虐待・身体拘束廃止について |

2. 施設外研修

- ① 北海道グループホーム協会主催による外部研修会の参加
(職種別研修、認知症実践者研修、接遇に関する研修等の受講)
- ② 社協主催の研修会への参加
(経営運営に関する研修会の受講)

3. 採用研修
職員採用時
4. 資格取得研修
介護福祉士、介護支援専門員試験日の3か月前から適宜

【6】各種会議

1. グループホーム定例会議(適宜)
2. 苦情対策会議(適宜)
3. 事故対策会議(適宜)
4. 運営推進会議兼身体拘束適正化委員会(1回／2ヶ月)
5. 管理者会議(1回／週)

【7】地域との連携(事業所における自主事業・地域貢献)

1. 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組み

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けたグループホームとしての協力や実践内容の検討を行っていきます。

【8】事業及びサービス改善に向けた取組

1. 自己評価

サービスの質の向上を目的として、年に1回自己評価実施します。

2. 外部評価

第三者外部評価機関と契約し、自己評価をもとに2年に1回外部評価を受けます。

外部評価機関:有限会社 NAVIRE(ナビール)【令和3年度実施評価機関】

3. 介護サービス情報公表制度

ご利用者のニーズに合った介護サービスが適切に提供されているか、年に1回、運営状況を公表することで、サービスの質の向上を目指します。